

藤沢市第四次出資団体改革基本方針

2021年（令和3年）4月

藤沢市

目 次

はじめに（第四次出資団体改革基本方針策定の趣旨）	1
1 これまでの出資団体改革のあゆみ	2
（1）藤沢市出資団体改革基本方針（平成17年度～平成22年度）	
（2）藤沢市第二次出資団体改革基本方針（平成25年度～平成29年度）	
（3）藤沢市第三次出資団体改革基本方針（平成29年度～令和2年度）	
2 出資団体改革に関わる国の動向等	5
（1）指定管理者制度の創設（地方自治法の改正，平成15年9月）	
（2）公益法人制度改革関連3法の施行（平成20年12月）	
（3）地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行（平成21年4月）	
（4）第三セクター等の抜本的改革の推進等について（平成21年6月）	
（5）第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成26年8月）	
3 出資団体改革の基本的な方向性	9
（1）対象とする団体	
（2）出資団体改革の3つの柱	
（3）出資団体改革の進め方	
4 改革の推進体制等	12
（1）行財政改革主管課	
（2）出資団体指導担当課	
（3）出資団体	
（4）取組期間	
（5）推進体制図	
5 関与の基準等	14
（1）出資団体に対する関与の原則	
（2）財政的支援の基準	
（3）人的支援の基準	
（4）出資団体の廃止及び出資引き揚げ等の基準	

はじめに（第四次出資団体改革基本方針策定の趣旨）

本市の出資団体は、社会的ニーズを満たす公益的な役割として、柔軟かつ効果的な市民サービスの提供を行うこと等を目的として設立された団体です。その運営にあたっては、民間の経営手法や資金・人材等を活かした事業展開を行っており、本市では、出資者としての責任を果たすために指導監督を行っております。

本市では、出資団体を取り巻く環境の変化や市の財政状況を踏まえた上で、平成8年度以降に実施した第1次から第3次までの15年間にわたる行政改革の主要な課題として、出資団体改革を位置づけ、取組を進めてまいりました。

平成25年度からは、これまでの3次15年にわたる行政改革の取組を礎として、平成29年度までを取組期間とする「藤沢市新・行財政改革基本方針」を策定し、出資団体改革を個別課題に位置づけました。この中で、これまでの出資団体改革を踏まえるとともに、公益法人制度創設後の社会状況の変化に応じた、出資団体への関与に対する考え方を示すため、「藤沢市の出資団体に対する関与の基準」及び「藤沢市第二次出資団体改革基本方針」を策定しました。

また、持続可能な市政運営に資することを目的とした行財政改革に取り組むため、本市では「藤沢市新・行財政改革基本方針」の取組期間が終了する平成29年度末を待たずに、平成29年度から令和2年度までを取組期間とする「藤沢市行財政改革2020基本方針（以下「行財政改革2020」という。）」を策定しました。この方針において、改革の柱として「出資団体改革の推進」を位置づけ、団体個々の改革に取り組むため、「藤沢市第三次出資団体改革基本方針」を策定しました。

しかし、少子超高齢化等の人口構造の変化や公共施設等の老朽化の進行、厳しさを増す財政状況など、本市を取り巻く現状及び将来課題はより一層困難なものとなることが想定され、また、国においては、スマート自治体への転換や強靱なデジタル社会の実現等を示しています。こうした諸情勢のもと、将来にわたり持続可能な行財政運営に資するため、本市では令和3年度から令和6年度までを取組期間とする「藤沢市行財政改革2024基本方針（以下「行財政改革2024」という。）」を策定しました。

この行財政改革2024の取組に基づき、新たな出資団体改革を推進するため、ここに「藤沢市第四次出資団体改革基本方針」を策定します。

1 これまでの出資団体改革のあゆみ

(1) 藤沢市出資団体改革基本方針（平成17年度～平成22年度）

藤沢市出資団体改革基本方針では、次に掲げる事項を改革の柱として位置づけ、平成17年度を「改革準備期間」、平成18年度から平成22年度までの5年間を「改革推進期間」としました。

ア 市民の視点による改革の推進

イ 団体将来像の明確化と将来像に沿った改革の推進

ウ 団体経営健全化の推進

この基本方針に基づき、各団体が実施する事業や団体そのものの検証を行うとともに、各団体の経営改善に向けた具体策の検討内容を踏まえた上で、平成18年1月に「藤沢市出資団体将来像第一次案」を策定しました。その後、第一次案の段階では結論を出し切れなかった課題の検討等について整理した上で、平成18年5月に「藤沢市出資団体将来像最終案」を策定し、「統合」「廃止」「存続」「その他」の区分により各団体の将来像や今後の取組を明確にしました。

また、平成18年6月公布の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」を含む公益法人制度改革関連3法に基づき、公益法人制度への移行を視野に入れ、各団体の将来像の実現に向けたスケジュールへと見直すため、平成20年11月に「藤沢市出資団体将来像最終案<改訂版>」を策定しました。その結果、当初14団体あった出資団体は9団体となりました。

【統廃合の推移】

団体名（統合前）	団体名（統合後）	統合年月日	備考
財団法人藤沢市ふれあい事業団	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	平成23年 4月1日	藤沢市ふれあい事業団は、平成19年4月1日に社会福祉事業協会への寄附により統合。
財団法人藤沢市社会福祉事業協会			
社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会			
財団法人藤沢市芸術文化振興財団	財団法人藤沢市みらい創造財団	平成22年 4月1日	
財団法人藤沢市スポーツ振興財団			
財団法人藤沢市青少年協会			
財団法人藤沢市生活経済公社	財団法人藤沢市産業振興財団	平成22年 9月1日	藤沢市産業振興財団は、平成24年10月1日に社団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンターとの統合に伴い、財団法人湘南産業振興財団と改称。
財団法人藤沢市産業振興財団			

※上記の他、平成16年4月1日に、財団法人藤沢市社会福祉事業協会と財団法人藤沢市生きがい福祉事業団が統合し、また、平成22年4月1日に、財団法人藤沢市社会福祉事業協会から財団法人藤沢市まちづくり協会へシルバー人材センター事業を譲渡した経緯あり。

(2) 藤沢市第二次出資団体改革基本方針（平成25年度～平成29年度※）

藤沢市第二次出資団体改革基本方針では、次に掲げる市の指導方針及び出資団体への取組要請事項を示し、各団体においてこれらを前提とした出資団体改革プランを策定しました。

ア 市の指導方針

- (ア) 経営状況等の把握，定期点検及び出資団体改革プランの策定
- (イ) 市議会への説明と情報公開
- (ウ) 法令遵守の徹底と組織・運営体制の強化
- (エ) 事業運営と市民サービスの質的向上
- (オ) 市の支出金抑制

イ 出資団体への取組要請事項

- (ア) 経営状況等の把握，定期点検
- (イ) 情報公開
- (ウ) 経営体制の明確化と運営体制
- (エ) 事業運営と公益的使命の達成，市民サービスの質的向上
- (オ) 資金の管理運用・予算執行

この基本方針に基づき、本市では、出資団体改革プランにおいて「組織基盤強化に関する取組」、「財務基盤の強化に向けた取組」、「質的向上に向けた目標及び取組」を統一的に設定し、平成25年度を「改革準備期間」、平成26年度から平成28年度までの3年間を「集中改革期間」として、各団体の質的改革に取り組みました。また、出資団体における独自の人事給与制度の構築や、経営状況を公表することにより出資団体の情報公開の推進を図るとともに、藤沢市出資団体改革基本方針の取組期間で課題とした公益法人制度改革への対応として、対象となる5団体のうち4団体について公益財団法人への移行を完了しました。

※ 藤沢市第二次出資団体改革の取組期間について、当初は平成25年度から平成29年度までとじていましたが、行財政改革2020の取組期間にあわせ、平成28年度末で終了しました。

【公益財団法人への移行状況】

(移行年月日順)

団体名（移行前）	団体名（移行後）	移行年月日
財団法人藤沢市保健医療財団	公益財団法人藤沢市保健医療財団	平成23年7月29日
財団法人藤沢市みらい創造財団	公益財団法人藤沢市みらい創造財団	平成24年4月1日
財団法人藤沢市まちづくり協会	公益財団法人藤沢市まちづくり協会	平成25年4月1日
財団法人湘南産業振興財団	公益財団法人湘南産業振興財団	平成26年4月1日

(3) 藤沢市第三次出資団体改革基本方針（平成29年度～令和2年度）

藤沢市第三次出資団体改革基本方針では、行財政改革2020に基づき、それぞれの出資団体が、公共サービスの担い手としてその社会的使命（設立趣旨）を確認するとともに、その実状にあった改革を推進するため、各出資団体が共通して取り組むものと、その法人格にあわせて取り組むものを設定しました。

ア 共通取組事項

- (ア) BPRの推進、事務事業の抜本的な見直し
- (イ) 組織・人員体制の強化、人事給与制度の見直し
- (ウ) 健全経営の維持
- (エ) 退職給付引当資産の計画的な積立
- (オ) 情報公開の推進
- (カ) 団体職員の意識改革
- (キ) 適正な資金管理・運用

イ 公益（財団）法人

- (ア) 担い手の検証
- (イ) 公民の役割分担
- (ウ) 団体のあり方検討
- (エ) 団体職員の育成

ウ 株式会社

- (ア) 公益性の検証
- (イ) 収益性の向上、不採算部門の見直し
- (ウ) 事務事業の効率化

エ その他

- (ア) 土地開発公社
- (イ) 一般（財団）法人
- (ウ) 社会福祉法人

この基本方針に基づき、平成29年度から令和2年度までの取組期間における重点課題を各団体が設定し、出資団体改革プランとして個々の改革に取り組みました。

2 出資団体改革に関わる国の動向等

(1) 指定管理者制度の創設（地方自治法の改正，平成15年9月）

平成15年の地方自治法改正により，公の施設の管理運営制度が創設され，本市では平成16年度から指定管理者制度を導入し，施設運営を進めてきました。それまでは，地方自治法により公の施設の管理運営は，「地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体」に限定されておりましたが，指定管理者制度の創設により受託主体の形態を問わず公の施設の管理運営を委任できるようになりました。

本市では，「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」に基づき，指定管理者の選定方法を原則として公募としています。例外条件に該当する場合に限り公募によらない選定を行うことができることとしています。

選定にあたっては，各施設を所管する課等において設置する指定管理者審査選定委員会において，公募とするか否か，また，公募によらない場合はその理由やその団体が指定管理者としてふさわしい団体であるかを審査しており，必ずしも出資団体が選定されるとは限りません。

このため，指定管理業務を主な業務としている団体は，選定されなかった場合に発生する経営・雇用問題や，公益財団法人の場合は公益目的事業比率への影響等の課題を抱えています。

【出資団体に係る指定管理者の実施状況】

(令和3年4月1日現在)

団体名	指定管理施設
公益財団法人藤沢市まちづくり協会	・ 藤沢市自転車等駐車場（23施設） ・ 藤沢市生きがい福祉センター（2施設） ・ 藤沢市新林公園ほか11公園（12施設） ・ 藤沢市長久保公園（1施設） ・ 藤沢市湘南台文化センター（1施設）
公益財団法人藤沢市みらい創造財団	・ 藤沢市立児童館（5施設） ・ 藤沢市青少年会館（2施設） ・ 藤沢市少年の森（1施設） ・ 藤沢市地域子ども家（18施設） ・ 藤沢市運動施設等（4施設）
藤沢市民会館サービス・センター株式会社	・ 藤沢市湘南台文化センター（1施設）
社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	・ 藤沢市老人福祉センター（3施設）

(2) 公益法人制度改革関連3法の施行（平成20年12月）

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性など従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的として、平成20年に公益法人制度改革関連3法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が施行されました。

この制度では、公益財団法人又は公益社団法人への移行にあたり、①経理的基礎を有すること、②技術的能力を有すること、③特別の利益を与える行為を行わないこと、④収支相償であると見込まれること、⑤公益目的事業費率が50%以上であること、⑥遊休財産額が制限を超えないと見込まれることなどの認定基準があり、公益法人への移行後も行政庁による監督が行われます。

本市では、出資団体改革による統廃合後5団体あった財団法人のうち、4団体を公益財団法人、1団体を一般財団法人へと移行しています。

一方、神奈川県第三者機関である「神奈川県公益認定等審議会」による「外郭団体等の公益認定等に関する基本的考え方」（平成23年5月20日）において、次の見解が示されています。

ア 事業計画や予算の策定など、本来、法人自らが意思決定すべき事項が行政の方針に拘束され、実施すべき事業の内容についても仕様書等に詳細に定められているような場合は、行政の利益に資するという点において公共性を有するものの、法人自らの公益目的事業としては観念し難い。その業務の性質において法人の主体性、独自性、ノウハウを発揮できる業務であり、プロパー職員の技術的能力、業務マニュアル等によるノウハウの継承、再委託の割合等を勘案して、人的設備、物的設備を含めた経理的基礎及び技術的能力が具備されている必要がある。

イ 時代の変遷により、当該事業の市場が形成され、営利競合するような状況に至った場合は、公益目的事業に該当しなくなったものと判断せざるを得ないこともあり得る。

ウ 公益法人認定法の目指す公益法人とは、民間の自発的な公益活動を推進し、市民の寄附文化を醸成させるということが最大の趣旨である。行政への依存度が高い外郭団体等は、ひとたび行政からの補助金や委託料が途絶えると、公益目的事業比率や収支相償といった公益認定基準に影響するだけでなく、法人の存続自体に影響することも否定できない。公益認定基準を満たさない状態に至ったときは、公益認定法の規定に従って、厳正な監

督措置を講じざるを得ない。

このような見解を踏まえ、公益法人として認定された出資団体については、その活動領域が他にも担い手となる主体(事業者等)がある分野ではないのか、公益性等について定期的に市と点検を行うことが必要となります。

(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行(平成21年4月)

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取ることににより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という。)」が平成21年に施行されました。

健全化法では、監査委員の審査や議会への報告・住民への公表等を義務づけて情報開示を徹底するとともに、財政の早期健全化を図るべき基準として早期健全化基準を設け、当該基準を下回った地方公共団体に対する財政健全化計画の策定が義務づけられています。早期健全化基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」のそれぞれについて、政令で定める数値を対象としており、このうち「将来負担比率」(将来支払う必要のある負債が、収入に対してどの程度かを示す指標)については、地方公社や第三セクター等の負債や債務のうち一部分が算入されることとなりました。

本市では、令和元年度決算数値における将来負担比率は47.1%であり、早期健全化基準(350%)を大きく下回っていますが、今後も引き続き出資団体の経営状況を把握し、健全性の維持に努める必要があります。

(4) 第三セクター等の抜本的改革の推進等について(平成21年6月)

第三セクター等が行っている事業の意義や採算性等について検討の上、事業継続の是非を判断し、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことを目的として、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について(総財公第95号)」が平成21年に総務省より発出され、第三セクター等の抜本的改革等に関する指針が策定されました(現在は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の策定に伴い廃止されています。)

この指針では、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択や民間の経営手法の導入の検討を行う等が示されています。

本市では、統廃合についてはこの指針が発出される前に、藤沢市出資団体改革基本方針において検討を進め、また、公的支援の考え方等については藤沢市第二次出資団体改革基本方針の中に盛り込むことで、指針の考え方に則った

取組を進めてきました。

(5) 第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成26年8月）

出資法人や損失補償等の財政援助を地方公共団体が行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象に、効率化や経営健全化、地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むことを目的として、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について（総財公第102号）」が平成26年に総務省より発出され、第三セクター等の経営健全化に関する指針が策定されました。

この指針では、第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について適切に把握すること、第三セクター等の「存続（事業継続）の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）の明確化に取り組むこと、徹底した効率化について不断の取組を進めること等が示されています。

また、平成30年2月に総務省が発出した「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（総財公第26号）」では、損失補償等の財政援助等を行っている第三セクター等のうち、相当程度の財政的リスクが存在するものとの関係を有する地方公共団体について、経営健全化方針を策定することが示されています。令和元年度に国が行った調査結果では、経営健全化方針の策定要件に該当する法人は全国で335法人であり、県内では7法人が該当するとしていますが、本市の出資団体は同要件に該当していません。しかし、今後この要件に該当することとなった場合、抜本的改革を含む経営健全化に取り組む必要があります。

3 出資団体改革の基本的な方向性

行財政改革2020及び藤沢市第三次出資団体改革基本方針の取組期間においては、それぞれの出資団体の設立趣旨や担うべき分野を踏まえ、改めて公益的価値の創造に資するよう、各団体の実状にあった改革に取り組むとともに、財務の健全性を示す指標として、「流動比率100%以上」「自己資本比率30%以上」を維持するなど、各団体では良好な財務指標の達成に努めてきました。

しかし、本市では、今後の財政見通しとして、歳出面では少子超高齢化の進行による社会保障関係費や、公共施設等の老朽化対策による経費の増加のほか、歳入面では新型コロナウイルス感染症の影響による税収の大幅な落ち込みが見込まれています。

こうした背景を踏まえ、本市の財政運営がますます厳しさを増していくことから、行財政改革2024に基づく取組を進める一方、「藤沢市市政運営の総合指針2024」の「めざす都市像」の実現を図るため、重点施策に基づく取組を進める必要があります。

これらのことから、市が支出する事業を含め、各団体が実施する事業が将来にわたり同一の内容で継続すべきか、また、新たな社会的ニーズ等への効果的な対応を図る方策はないかなど、個々の実状に合わせた改革に取り組む必要があるため、新たな出資団体改革の基本的な方向性として、改革の3つの柱を設定し、この柱を踏まえた団体ごとの改革を推進していくものとします。

(1) 対象とする団体

出資団体改革の対象とする団体は、本市の出えん（出資）が、基本財産（資本金）の4分の1以上を占め、かつ本市からの出えん（出資）額の占める割合が最大である団体とします。

<改革対象団体一覧>

(令和3年4月1日現在)

団体名	市出資比率
公益財団法人湘南産業振興財団	45.3%
公益財団法人藤沢市保健医療財団	69.0%
公益財団法人藤沢市まちづくり協会	100.0%
公益財団法人藤沢市みらい創造財団	66.7%

団体名	市出資比率
株式会社藤沢市興業公社	56.7%
藤沢市民会館サービス・センター株式会社	52.0%
藤沢市土地開発公社	100.0%
一般財団法人藤沢市開発経営公社	100.0%
社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	100.0%

※（参考）地方自治法との関係

地方自治法第221条第3項及び同施行令第152条で長の調査権の及ぶ法人の範囲を定めていますが、本市では、これに加えて地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例を制定しています。これらの法令等に合致している法人と、出資比率が25%を超える社会福祉法人を含めて、本市では「出資団体」と位置づけ、指導監督の対象としています。

（2）出資団体改革の3つの柱

藤沢市第四次出資団体改革基本方針に基づく取組の柱として、行財政改革2024に準拠した3つの柱を設定し、市と出資団体がともに改革を推進します。

ア 効率的な事務事業への転換

各団体が行っている事務事業について、そのプロセスを含め団体内で分析を行うとともに、AI（人工知能）やRPA（業務プロセス自動化技術）などICT（情報通信技術）をはじめとした新たなテクノロジーを積極的に活用し、業務効率化に向けたデジタル化の推進に取り組みます。

イ 収益性の向上や事業精査等による健全経営の維持

他の企業や団体等における取組事例などを参考とし、既存事業の収益性向上や新たな収益確保に向けた取組を進めること、また、これまで実施してきた事業について、当該事業を担う将来的な必要性や事業内容について改めて検証し、事業内容の部分的又は全体の見直しや継続の可否を検討するなどにより、健全経営の維持を図ります。

また、将来的な事業の方向性を見据えた定員管理や各職位の人員構成の再編成を行う一方、新たな社会的ニーズや市の施策に伴い業務増となる場合においても、より効率的な執行体制とするなど、計画的・効果的な人員配置を推進します。

ウ 将来を見据えた職員力の強化

効率的な事業実施や、時代の変化にあわせた市民サービスを提供するためには、固定観念にとらわれない新しい発想を生み出す能力や専門的な知識等を高めるための各種研修の実施等を積極的に進めるほか、ICTを活用することができる人材の育成強化などにより、各団体における職員個人の能力を一層高める取組を推進します。

また、将来的な事業の方向性を視野に入れ、出資団体内部における事業部門の人事異動や、出資団体相互の交流等により、総合的に事務事業を遂行することができる団体職員の養成を推進します。

(3) 出資団体改革の進め方

(2)の柱に基づき、藤沢市第四次出資団体改革基本方針の取組期間において、各団体の法人格や社会的役割にあわせて実状に即した課題を市と各団体が設定し、取り組むものを「藤沢市第四次出資団体改革プラン（以下「改革プラン」という。）」として位置づけ、団体個々の改革を推進します。

4 改革の推進体制等

この基本方針に基づく改革の推進体制及び取組期間については、次のとおりとします。

(1) 行財政改革主管課

行財政改革主管課は、出資団体改革推進総括課として、改革プランに基づく取組の進捗状況を取りまとめるとともに、これらの取組について、「藤沢市行財政改革2024実行プラン（以下「実行プラン」という。）」としてまとめ、進捗状況を市議会「行政改革等特別委員会」などに報告します。

また、改革全体の進捗状況等についての情報共有の場として、出資団体指導担当課長を中心とする「出資団体改革推進責任者会議」をはじめ、各出資団体経営責任者で構成する「出資団体調整会議」や、各出資団体実務担当者で構成する「出資団体総務担当者会議」を開催し、改革全体の進捗状況等について情報提供・意見交換を行うほか、必要に応じて出資団体指導担当課又は出資団体へのヒアリングを実施し、取組状況を把握します。

(2) 出資団体指導担当課

出資団体指導担当課は、各出資団体や予算所管課とのより一層の密接な連携・調整のもと、事業運営や経営状況を常に把握し、出資団体へのヒアリング等により改革プランの進行管理や点検を行うとともに、団体への適切な指導・助言を行います。また、各団体が作成した改革プランを踏まえた、団体ごとの実行プランを作成及び更新します。

なお、改革推進責任者（指導担当課長）が指導にあたり、進捗状況については改革推進責任者が所管部長に報告するものとします。

(3) 出資団体

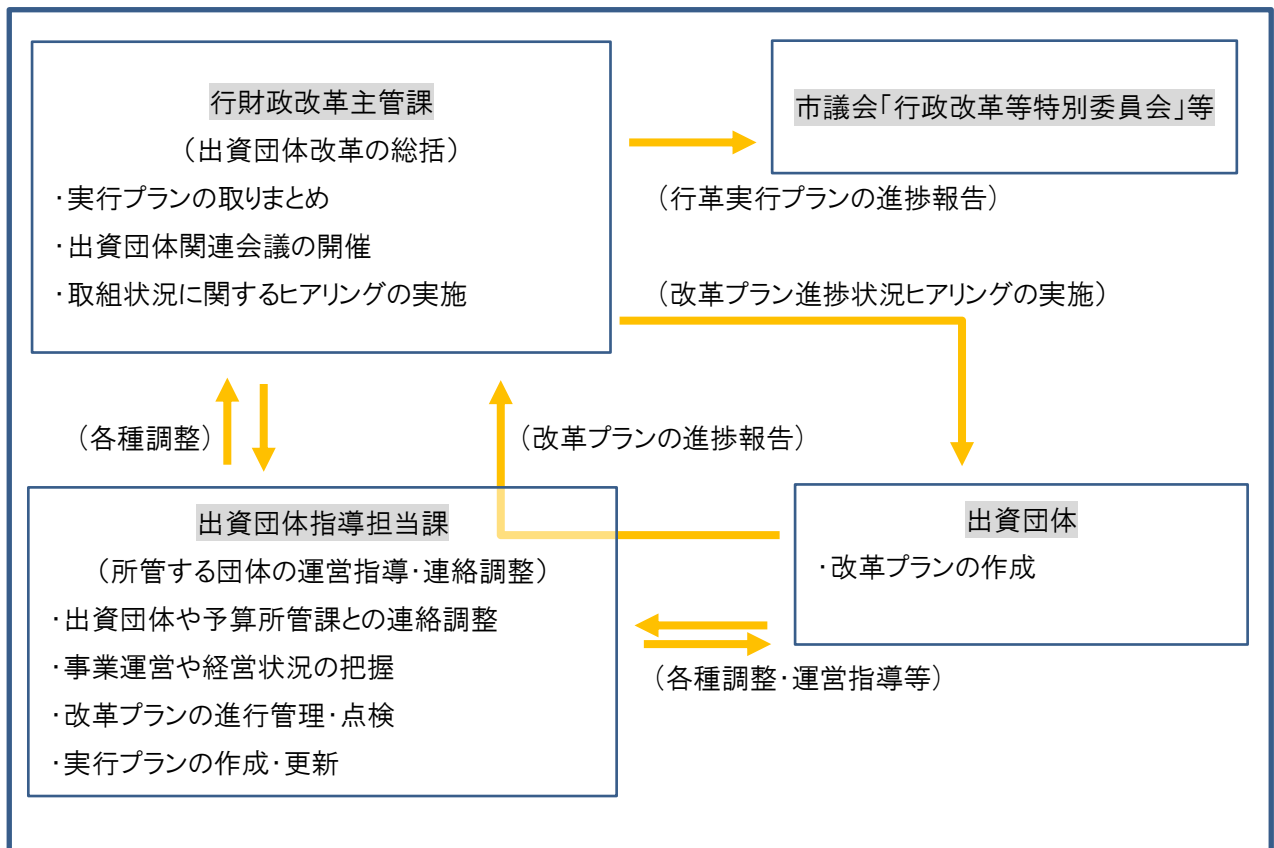
出資団体は、「3 出資団体改革の基本的な方向性」において示す改革の3つの柱に基づき、重点課題への取組事項や取組計画をまとめた改革プランを作成し、出資団体指導担当課と行財政改革主管課への定期的な進捗報告を行い、指導担当課による指導等を踏まえ改善等を図ります。

(4) 取組期間

この基本方針に基づく取組期間は、行財政改革2024に基づき、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

なお、この基本方針の内容等については、取組期間中であっても、取り巻く状況の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

(5) 推進体制図



5 関与の基準等

出資団体は独立した事業主体であることから、個々の団体に求められる役割や公益性を発揮するために必要な事業を対象として、財政的・人的側面からその自主性や経営努力の意欲を失わせない範囲で適切な関与を行います。

(1) 出資団体に対する関与の原則

- ア 出資団体は、それぞれの根拠法令に基づき法人格を有する独立した団体であり、その経営は当該団体の主体的な責任の下に行われるべきものです。そのため、経営責任の明確化を図ることから、出資団体への関与は必要最小限度とし、出資団体の自主的な経営及び事業を尊重します。
- イ 市は、出資団体が行う事業と同種又は類似の事業を行う民間団体があり、出資団体への関与が公平性を阻害し、民業圧迫となるおそれがある場合は、関与の見直しや廃止をするなど、社会状況の変化や民間参入の度合いなどを参酌し対応します。

(2) 財政的支援の基準

ア 運営に対する支援に関する基準

- (ア) 運営費に対する補助金の範囲は、原則として市が出資団体の運営への関与のために必要と認める常勤役員の報酬相当額又は当該団体の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費とします。
- (イ) 市の保有財産の無償、減免による使用は補助に相当する支援として取扱い、その適用にあたっては、使用目的や公益性を精査した上で個別に判断を行うものとします。
- (ウ) 運営に対する支援の内容や金額は、当該団体の事業内容の公益性や経営状況を勘案し、絶えず見直しを行うこととします。
- (エ) 市は、政策転換に起因して出資団体の事業縮小・廃止等により生じた雇用問題について、当該団体単独での対応が困難であると判断した場合は、一定の財政措置等の支援を検討するものとします。
- (オ) 市は、市の出えん金について、基本財産として、藤沢市公金管理運用基準に準じて安全かつ確実な資金管理及び運用が行われるよう指導を行います。

イ 事業に対する支援に関する基準

- (ア) 出資団体が主体的に行う公益事業のうち、原則として、行政サービスの代替、補完性が高く、収益性が望めない事業の実施に対してのみ支援を行

います。

(具体例)

- ・現時点において他の担い手が無い事業
- ・他の担い手よりも実施効果又は費用対効果が高い事業
- ・他の担い手のみでは市民全体を対象として実施することが困難である事業

(イ) その他の事業実施に対する支援は、他の民間団体等に対するものと同等の取扱いとします。

ウ 債務保証及び損失補償に関する基準

市は、出資団体の資金調達に関する債務保証及び新たな損失補償を原則として行わないものとします。

エ 出資団体との契約等に関する基準

(ア) 市が出資団体と契約を締結する場合は、地方自治法施行令及び藤沢市契約規則に定める場合を除き、原則として競争入札によるものとします。

(イ) 市が行う指定管理者の選定は、「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」に基づき、公募を原則とします。ただし、同方針の規定に基づき、公募によらない選定を行う場合は、その理由を明確にし、審査選定委員会及び市議会に諮るものとします。

(ウ) 随意契約又は公募によらない選定により業務を受託（受任）する場合は、その競争性が担保されないことから、経費の積算については、契約（協定）締結前に十分精査するとともに、業務水準についても市民満足の得られるものとなるよう、必要に応じて当該団体と協議を行うものとします。

(エ) 出資団体に対する財政支出を抑制することを基本とすることから、出資団体は、市の支出額の算定にあたっては、期待する成果をより明確にし、コスト意識の徹底を図りつつ、市民サービスの低下を招かないよう、必要額の適切な算定を行うものとします。なお、市は、効率的かつ効果的な人員体制での積算となっているか等の十分な精査を行います。

(オ) 単価契約など清算規定のある契約を除き、仕様どおりに履行した場合における余剰金の清算行為は、原則として行わないものとします。ただし、随意契約や公募によらない選定など、競争原理が働かずに発注する業務については、経費算定の適切性を保つため、積算時には十分な精査をし、協議を行うものとします。

オ 新規事業に関する基準

新規事業を行う場合は、指導担当課と十分協議の上、事業実施の目的や効

果を明確にし、かつ、収支見込みの算定を十分に行った上で実施すること。
この場合において、人員は不拡大の対応を原則とします。

(3) 人的支援の基準

ア 市職員等の役員等への就任に関する基準

(ア) 市職員の理事等の役員及び評議員への就任は、出資団体に期待する出資目的の実現や健全経営の維持のため団体運営に関わるとともに、当該団体からの情報収集により市民への説明責任を果たすことが必要であると認められる範囲において、総務部長及び当該団体の指導所管部長が協議を行った上で、副市長が認める場合に限り行うものとします。

この場合において、役員等の就任期間は、出資団体の業務に関連する市の職にある間までとします。

(イ) 市長は、法令に定めがある場合や市政運営上必要であると認められる場合を除き、出資団体の理事等の役員に就任しないものとします。

(ウ) 市退職職員の理事等の役員への就任は、各出資団体から市人事主管課への依頼をもって推薦者を決定するものとします。この場合において、当該職員の報酬額は、市で定める基準の範囲内で、各出資団体の規程に基づき決定するものとします。

(エ) 市は、上記(ウ)で定めるほか、公募による選考を含め市退職職員が出資団体に就職する場合については、出資団体に対し市人事主管課への報告を求めるものとし、その報酬、給与等が適正なものとなっているか確認を行います。

イ 正規職員の採用等に関する基準

(ア) 出資団体は、当該団体の正規職員の採用の必要性が生じた場合は、速やかに出資団体指導担当課及び行財政改革主管課と事前協議をすることを原則とします。なお、採用にあたっては、公募による採用試験を行うなど透明性をもった人材確保を行うことを基本とします。

(イ) 各出資団体の人事関連の対応（昇任、昇格、昇級、降任、降格等）については、各団体の自主的な判断を基本としますが、出資団体指導担当課及び行財政改革主管課と事前協議をすることを原則とします。市は、財務の健全性及び業務執行体制の適切性の観点から確認を行います。

ウ 市職員の派遣等に関する基準

(ア) 原則として、出資団体への市職員の派遣は行いませんが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、必要性があると認められた場合についてはこの限りではありません。

(イ) 市は、出資団体職員の人材育成に関わる情報提供又は研修の場の提供

に協力するものとします。

(4) 出資団体の廃止及び出資引き揚げ等の基準

出資団体の廃止及び出資引き揚げ等の基準は次のとおりとします。

- ア 設立目的を達成したとき。
- イ 設立目的が達成できないことが確定したとき。
- ウ 社会情勢の変化により設立目的自体が希薄化したとき。
- エ 収益事業を主とする団体において、経営状況が悪化し、今後、複数年度にわたり黒字転換が不可能と見込まれるとき。

なお、経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、出資団体が行っている事業そのものの意義（必要性、公益性、採算性等）について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、当該団体の存廃を含めた判断を含め、経営健全化を検討します。

以 上